

令和8年第6回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年6月5日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市	松永 年實	○		
		麻 隆司	○		
		笹本 育司	○		
				松本 武博	○
	西浦	塩田 勝則	○		
		高橋 寛	○		
		井口 優	○		
				辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○	
			植野 純央	○	
			吉田 隆美	○	
				吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○	
				尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○	
			松本 忠久	○	
	丹比		大谷 章	○	
			小池 良夫	○	
				大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 14名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 0名） （推進委員 0名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第13号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告	第14号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	7 件
・報告	第15号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	2 件
・議案	第14号	農地法第3条の規定による許可申請	1 件
・議案	第15号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	4 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、ただ今より令和8年第6回農業委員会定例会を開催させていただきます。 まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆さんこんにちは。 農繁期の田植え等でお忙しい時期にご出席賜りまして本当にありがとうございます。本会も本日を含め残すところ7月の定例会も合わせまして2回となりました。約3年間色々ありましたけどもなんとなくさみしく思う反面、立場上無事終了してほっとする安心感もありますが、1ヶ月ほどありますので、役員の皆様お力添えをお願いしたいと思います。 さて、台風6号も日本の半分以上をスルーするような形で通り抜けていきましたが幸い、大阪の方も被害はなく、良かったと思っておりますが、また南方の方で同じような台風があるとの状況でございますが、ほんとに大事に至らなければよいかと思っております。また昨日、近畿地方梅雨入りということで、お体の方十分気を付けて農作業の方頑張ってもらいたいと思います。 それでは、事務局の方より案件の概要説明の方よろしく願いいたします。
事 務 局	それでは、令和8年第6回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。 まず、はじめに、報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 西浦地区1件、丹比地区1件の計2件です。 次に、報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 丹比地区4件、古市地区2件、西浦地区1件の計7件です。 次に、報告第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について 西浦地区1件、埴生地区1件の計2件です。 次に、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区1件です。 次に、議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区4件です。

	以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件11件、議案案件5件合計16件となります。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を植野委員と尼丁委員に申し上げます。 報告第13号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域内の自分の農地を自分のために使用するための届出です。 1 件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、西浦四丁目804番1 地目は畑 面積は224㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、井口委員です。 2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、檜山184番2 地目は田 面積は232㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場です。 現地確認委員は、大谷憲央委員です なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について、問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしく申し上げます。 報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の権利の移転を伴う転用届出です。

事 務 局	1 件目です。 位置図③5条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、河原城692番2 地目は田 面積は9.23㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、進入路です。 現地確認委員は、大谷章委員です。 2 件目です。 位置図④5条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、誉田五丁目479番1 地目は田 面積は826㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、露天資材置場です。 現地確認委員は、笹本委員です。 3件目です。 位置図⑤5条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、郡戸393番 地目は田 面積は1,028㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、分譲住宅地です。 現地確認委員は、小池委員です。 4件目です。 位置図⑤5条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、郡戸396番 地目は田 面積は1,510㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、分譲住宅地です。 現地確認委員は、小池委員です。 5 件目です。 位置図⑤5条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、郡戸397番 地目は田 面積は2,102㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、分譲住宅地です。 現地確認委員は、小池委員です。 6件目です。 位置図⑥5条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、西浦四丁目768番 地目は田 面積は519㎡ 西浦四丁目769番 地目は田 面積は608㎡
-------	---

事 務 局	譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場です。 現地確認委員は、井口委員です。 7件目です。 位置図⑦5条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、誉田五丁目514番1 地目は田 面積は214㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場・資材置場です。 現地確認委員は、笹本委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありましたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 報告第15号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させていただきます。 これは、生産緑地を除外したいという意向でのもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であったことを証明を行うものです。 1 件目です。地図⑧従事者証明をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、蔵之内242番 地目は田 面積は1,193㎡ 蔵之内243番 地目は田 面積は 9.91 ㎡ 買取申出事由の生じた者、申出をする者、買取申出事由は、議案書のとおりです。 事由が生じた日は、令和8年4月22日です。 現地確認委員は、辻本委員です。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。 2件目です。地図⑨従事者証明をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、はびきの七丁目642番2 地目は畑 面積は628㎡ はびきの七丁目642番4 地目は畑 面積は 429 ㎡

事 務 局	買取申出をする者、買取申出事由の生じた者、買取申出事由は、議案書のとおりです。 事由が生じた日は、令和8年3月23日です。 現地確認委員は 高岡副会長です。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 地図⑩3条許可をご参照ください。 地区名は駒ヶ谷地区 申請地は羽曳野市飛鳥1110番1 地目は 田 面積は155㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。権利は所有権移転となります。 現地は、飛鳥地内の近鉄南大阪線上ノ太子駅から北にある調整区域内農地で、耕作されていない状態でした。地主が近隣の方に相談したところ、近隣農家の譲受人が今回購入することになり現状の休耕地をトマトなどの野菜を計画され申請をされてきました。 譲受人の方は農地近隣に住まわれており、また、面積も大きくないので、従事者は一人ですが機材もあり耕作を計画どおり行われ農地を維持されるものと考えます。 現地確認委員は、吉田隆美委員です。 説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農地法3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	5月31日に確認してまいりました。買いたい人の実家がそばにありまして、野菜を作るということでございますので、農業者から農業者へ近隣の者にお売りされるということで心配ないと思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷の農地法3条の規定による許可申請については原案通り可決決定いたします。 議案第15号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第15号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、4件続けてご説明させていただきます。
事 務 局	1件目です。図⑪利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。

事 務 局	申請地は、飛鳥107番1 地目は田 908㎡ 権利の種類は、賃借権です。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。権利設定期間は令和8年8月1日から令和13年7月31までの5年間です。申請地は飛鳥地内にある国道166号沿いにあり、周辺は農地が広がっています。借受人は、車で近距離のところを拠点としており、今回草も刈られ農地として保全されていまして、ブドウの栽培を計画されていまして、今後ビニールハウスを設置して中でポット栽培という手法でブドウを作ると聞いています。本人は既に当市において農地を借りて周辺農地ともトラブルなく耕作面積の規模拡大に向けて取り組んでおられます。計画では年間従事日数300日、従事者は本人1名、他の借り入れ地は約2800㎡あり、既にブドウを中心に耕作され実績を重ねています。耕作を計画的に周辺農地へ支障なく取り組んでいかれると判断しています。現地確認委員は、吉田隆美委員です。 続いて2件目です。地図⑫利用権設定をご参照ください。 地区名は 駒ヶ谷地区です。 申請地は 飛鳥611番1 地目は田 面積は165㎡ 飛鳥646番 地目は田 面積は300㎡ 飛鳥647番1 地目は田 面積は644㎡ 飛鳥647番2 地目は田 面積は357㎡ 権利の種類は、使用貸借権となります。 利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 権利設定期間は令和8年8月1日～令和13年7月31日 申請地は4筆とも高速南阪奈道路側道線上ノ太子駅前交差点南側に位置しています。申請地は平地で通作について問題のないところです。借り手は近隣で利用権設定を利用して既にブドウを中心に作付けをされています。 年間従事日数は年間300日を計画、ビニールハウスを設置してその中でポット栽培を計画されていると聞いております。 他の借り入れ地は約2,800㎡あり既にブドウを中心に耕作され実績を重ねていますので、耕作を計画的に周辺農地へ支障なく取り組んでいかれると判断しています。現地確認委員は吉田隆美委員です。 続けて3件目です。位置図⑬利用権設定をご覧ください。 地区名は 駒ヶ谷地区です。 申請地は 飛鳥9番 地目は田 面積は948㎡ 飛鳥38番1 地目は田 面積は384㎡ 飛鳥7番1 地目は田 面積は1,039㎡ 飛鳥10番 地目は田 面積は1,196㎡ 権利の種類は、賃借権となります。 利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 権利設定期間は令和8年8月1日～令和13年7月31日の5年間です。 申請地は国道166号線に近接し4筆とも一団になって位置しています。また、平地にあり、前面に車両が通行できる道路に面しており耕作については通作について問題のないところです。 借り手は先程の2件について同じ人物になるということになりますので、営農計画に
-------	---

事務局	については同様の説明となりますが、耕作を計画的に周辺農地へ支障なく取り組んでいかれると判断しています。 以上3件につきまして現地確認委員は、吉田隆美委員です。 4件目です。位置図⑭利用権設定をごらんください。 地区名は駒ヶ谷地区 申請地は、古市2015番 地目は田 面積は680㎡ 誉田1358番 地目は畑 面積は502㎡ 誉田1359番 地目は畑 面積は360㎡ 誉田1360番1 地目は田 面積は267㎡ 駒ヶ谷489番 地目は山林 面積は694㎡ 権利の種類は使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 権利設定期間は令和8年8月1日～令和13年7月31日の5年間です。 申請地は5筆のうち4筆は各筆が離れたところに位置しています。各農地への通作には軽車両で乗り入れ可能です。農地の状況は、駒ヶ谷地内の農地は山間部にあり、半分以上は山林化していますが半分までは棚があり耕作可能な状態で、今後の計画で更に区域を広げていく計画と聞いております。残りの農地は平地にあり、ブドウの耕作が引き続き可能な状態です。また一部は以前から手伝いで入っていることもあり、借り手本人も地元でブドウを作っているのも借り手として実績も機材も揃え、従事する日数も300日の計画もあり、計画どおりの耕作をされるものと考えます。 現地確認委員は植野委員でございます。 説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	5月27日に確認行ってまいりました。転借人さんは地図の⑪の東側の所、認定農業者ということでブドウを作っておられます。大粒を作っておられて、また新たにここを借りてブドウを作るということで、きれいに作っておられるので問題はないと思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。 2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	5月27日に確認してまいりました。ここも草は刈られておりますので、畑、ブドウを作るには問題ないと思います。これも大粒のブドウを作られるということで、荒地にはならなくて心配はいらないということです。
奥野議長	以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。

奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。 3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	5月27日に確認してまいりました。昨年までは稲作をしていたところなんですけども、今回、転借人さんがお借りをしてブドウを作るということで、荒地にもならないし、これだけたくさんブドウを作っていたら放置にならないので安心してできるなと思っています。 以上です
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。 4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	5月29日に3箇所あるんですけども、同じ日に見てまいりました。 古市地区ですけども、横に府営の河川公園があって石川と近鉄南大阪線の間のという位置です。3件とも家が隣、向かい同士の間柄。誉田地区は非常にアクセスがいい所で、柏原駒ヶ谷千早赤阪線に面したところでブドウを作りには最適な所ではないかということです。 最後の駒ヶ谷地区グリーンロードとはびきの中央霊園の間ぐらいにありまして、ちょっと傾斜がきつい所で若い人でないと作るのが無理かなという感じです。 問題はないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：35】